

An aerial photograph of a city, likely Ii City, Japan, with a dense urban area in the foreground and a range of snow-capped mountains in the background under a clear blue sky. The city features a mix of residential and commercial buildings, a prominent elevated road or bridge on the left, and a large stadium-like structure in the lower middle ground.

ローカルファイナンスを活用した 飯田市の再生可能エネルギー推進政策

飯田市 地球温暖化対策課
課長補佐 田中 克己

おひさま進歩エネルギー(株)との協働による 市民の太陽光発電の普及

【太陽光市民共同発電事業】

出資者



市民出資



利益配分金



市民出資



利益配分金

事業主体



●パートナーシップ●

- ・公共施設の屋根を提供(20年契約)
- ・発電した電気の相当額を授受する等の契約締結(固定買取)

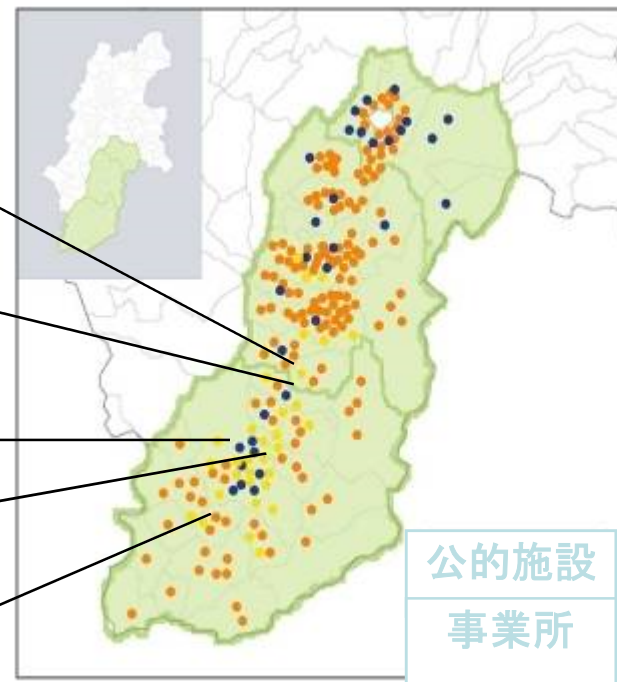
飯田発・全国へ！おひさま発電所設置プロジェクト！

おひさま進歩エネルギー
H24
地球温暖化防止活動
環境大臣表彰を
受賞！

平成16年、「おひさま進歩エネルギー(株)」との公益的協働事業として出発。全国の市民(意志ある出資者)、飯田市、地域の工務店等の協力を得て、市の施設、事業所の屋根を借りて、H20年度までに、合計1208kW、約150ヵ所の太陽光発電システムを設置。



太陽光発電システムの設置
(電力の利用)



南信州地域を中心とした約150ヶ所の
保育園・公民館・民間事業所等

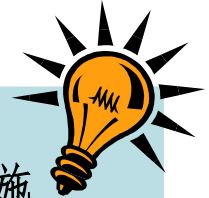
民間事業者が主体になることにより
市町村の行政区画を超えて
長野県南部に広く展開

おひさま進歩エネルギー(株)による市民ファンド事業を成功に導いた要因

おひさま社と飯田市との給電契約に特徴あり。

飯田市有施設の屋根について、20年間にわたる行政財産の目的外使用許可を実施

- 結果的に、このことが事業の安定性を確保。市民ファンド事業の信用を獲得。
- さらにこのことが、市中金融機関の融資に当たっての信用確保につながった。



【太陽光市民共同発電事業(屋根借り事業)の特徴】

☆ 20年にわたり、行政財産の「屋根貸し関係」を維持すること。

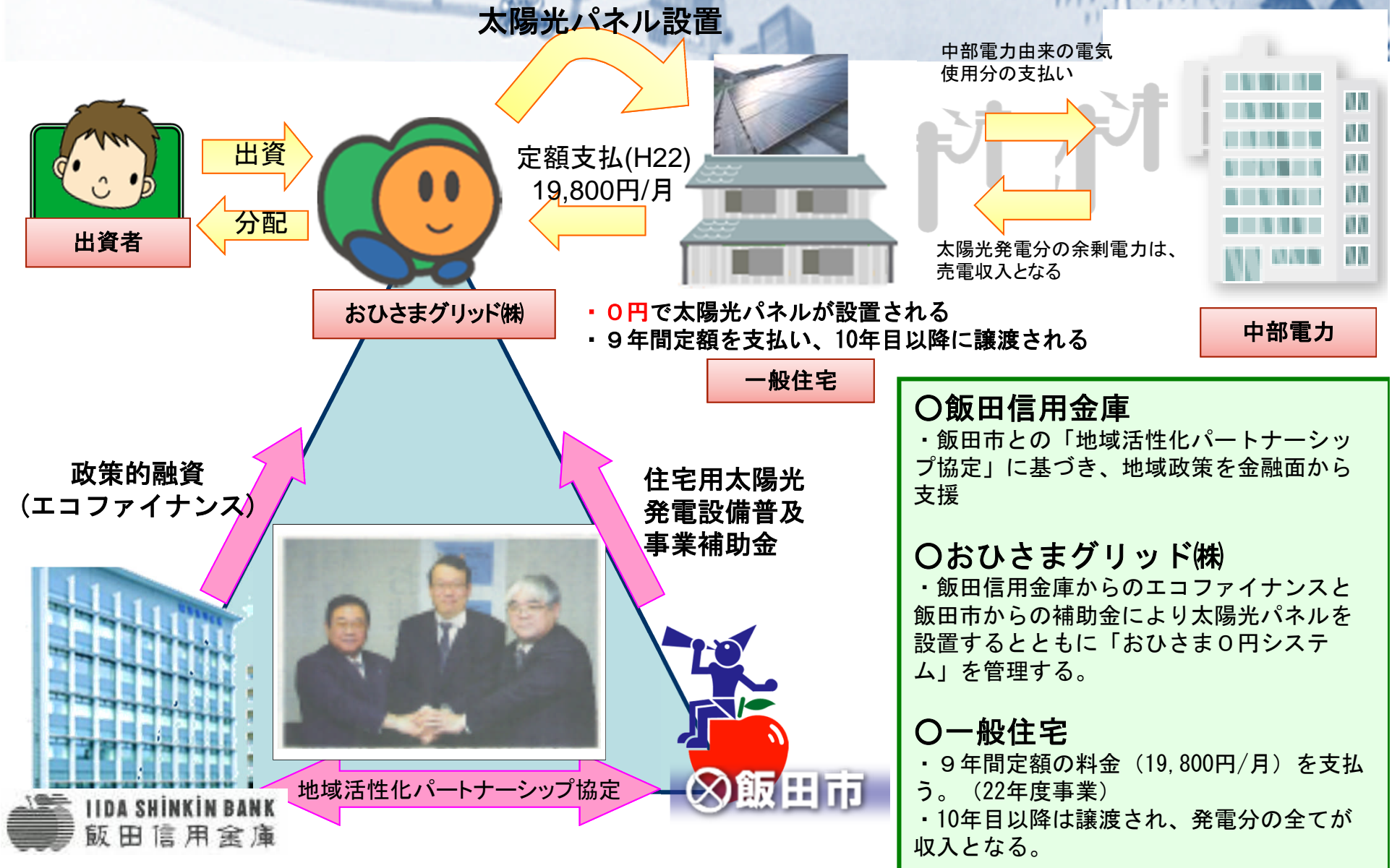
※行政財産の目的外使用許可、屋根のパネルからの電気の買入れ契約とも20年存続

☆ 29円/kwhの電気の買取契約であること。

※当初は22円だったが、事情変更(買取制度の導入)を受け、29円に変更。

☆ 20年の契約期間の間には、施設の建替え、機器の移転等の発生が考えられるが、事業の公益的意図を念頭に、契約が継続できるよう、当事者で努力する規定などを盛り込んだ。

おひさま^{ゼロ}円システムのしくみ ~H21年度から実施~

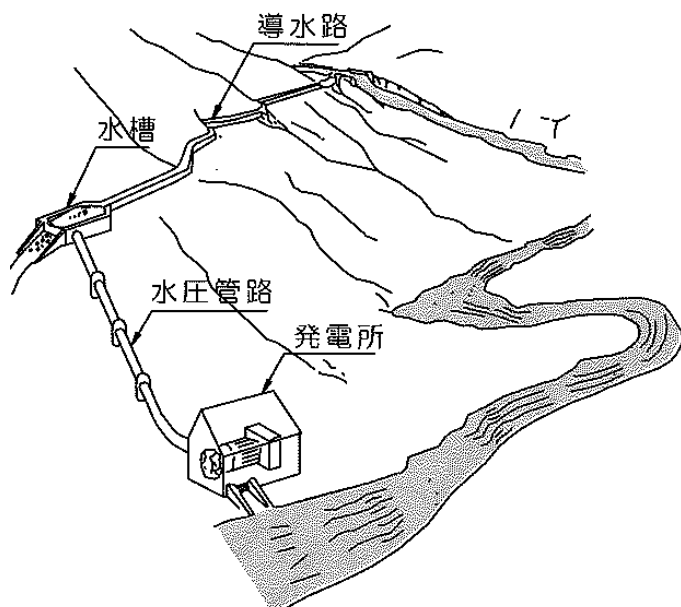


○飯田信用金庫
・ 飯田市との「地域活性化パートナーシップ協定」に基づき、地域政策を金融面から支援

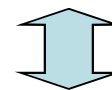
○おひさまグリッド(株)
・ 飯田信用金庫からのエコファイナンスと飯田市からの補助金により太陽光パネルを設置するとともに「おひさま0円システム」を管理する。

○一般住宅
・ 9年間定額の料金（19,800円/月）を支払う。（22年度事業）
・ 10年目以降は譲渡され、発電分の全てが収入となる。

飯田市上村 程野地区住民による小水力発電事業の立上げ

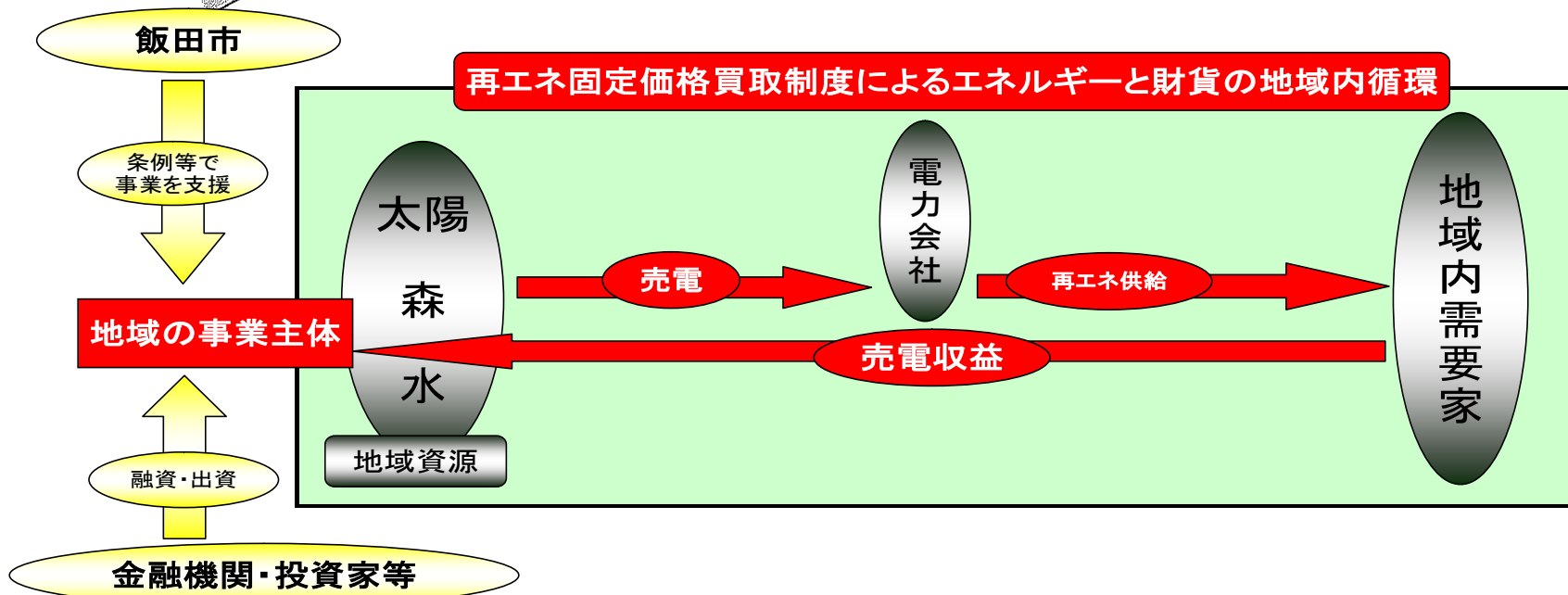


河川の流水は、私権の目的となることができない。



河川は地縁性(属地性)が高い公共財。
地域住民の暮らしと密接な関係にあり、法律の範囲内
で、地域住民みんなのために使われるべき。

地域住民が事業主体になって、事業で得られる
売電収益を地域の課題に再投資することにより、
持続可能な地域の発展が実現する。



地域資源を資産に変えていく過程を検討していく方向性

着眼点

自然エネルギーは地域の資源
↓
つまり市民の共有財産

地域のニーズと資源量に応じた事業の検討

対応の方向性

市によってある程度の管理が必要

地域に根差したサービス提供が必要

新たな政策の方向性

再生可能エネルギーを取り込んだエネルギーシステムの整備・運営を「新たな公共領域」とし、地域の新たな公共的サービスとして展開

新たな公共領域を行政として位置付ける

新たな公共領域で活動する主体の位置付けと責任の明確化を行う

新たな公共領域で活動する主体が活動する上での枠組を作る（公民協働スキーム）

活動に対する支援の枠組を作る

支援組織

資金

政策ツール

条例

要綱

主体構築

ファンド・基金

飯田市再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例 (H25年4月～)

目的 市域の豊富な再エネ資源と地域の「結い」を活用して低炭素で活力ある地域づくりを推進

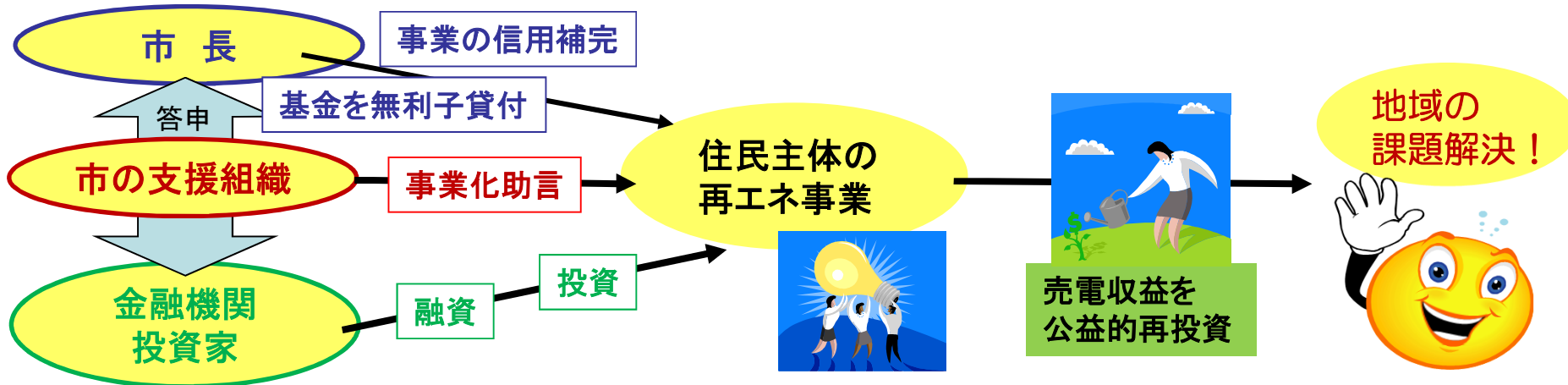
- ⇒ 再エネによる電気の全量固定価格買取制度（FIT）を、市民が公益的に利活用できる制度を構築
- ⇒ 再エネ資源の活用と、「市民」、「公共的団体」、「市行政」の関係性と役割を明確化

権利の賦与型
本格再エネ導入
条例として
全国初!!

地域環境権

**再エネ資源は市民の総有財産。そこから生まれるエネルギーは、
市民が優先的に活用でき、自ら地域づくりをしていく権利がある。**

市内で活動する公共的団体が、再エネ事業を通じて行う地域づくり事業を「公民協働事業」に位置付けて、飯田市が、事業の信用補完、基金無利子融資、助言等の支援



飯田市再生可能エネルギー導入支援審査会委員

- 1 諸富 徹（京都大学大学院経済学研究科）【審査会長】
- 2 竹ヶ原 啓介（日本政策投資銀行 環境・CSR部長）
- 3 中島 大（日本再生可能エネルギー協会理事）
- 4 水上 貴央（NPO法人再エネ事業を支援する法律実務の会 代表理事弁護士）
- 5 長谷川 隆三（エックス都市研究所サステイナブルデザイングループ）
- 6 上沼 俊彦（飯田信用金庫常勤理事・融資部長）
- 7 佐藤 裕一（八十二銀行飯田支店 執行役員支店長）
- 8 原 亮弘（おひさま進歩エネルギー株式会社）
- 9 大嶋 学（中部電力株式会社 飯田営業所 配電建設課長）
- 10 橋本 力（飯田市金融政策室室長補佐）

条例のポイント1 「地域環境権」を市民に賦与

(地域環境権)

第3条 飯田市民は、自然環境及び地域住民の暮らしと調和する方法により、再生可能エネルギー資源を再生可能エネルギーとして利用し、当該利用による調和的な生活環境の下に生存する権利（以下「地域環境権」という。）を有する。

(地域環境権の行使)

第4条 地域環境権は、次に掲げる条件を備えることにより行使することができる。

- (1) 自然環境及び他の飯田市民が有する地域環境権と調和し、これらを次世代へと受け継ぐことが可能な方法により行使されること。
- (2) 公共の利益の増進に資するよう行使されること。
- (3) 再生可能エネルギー資源が存する地域における次のア又はイのいずれかの団体（以下「地域団体」という。）による意思決定を通じて行使されること。

ア 地縁による団体

イ 前アのほか、再生可能エネルギー資源が存する地域に居住する飯田市民が構成する団体で、次に掲げる要件を満たすもの

- (ア) 団体を代表する機関を備えること。
- (イ) 団体の議事を多数決等の民主的手法により決すること。
- (ウ) 構成員の変更にかかわらず団体が存続すること。
- (エ) 規約その他団体の組織及び活動を定める根本規則を有すること。

◆条例の趣旨

- 太陽光、河川の水や空気などは、特定の土地の上にもみ留まるものではなく、地域住民が毎日の暮らしの中で、みんなでその恩恵を享受している。そして、それらの総体がこの地域の人や街、文化を形成している。
- そうした自然資源の恩恵は、まず最初に、この地を選び、この地に住まう住民全体が享受すべきであり、持続可能な地域づくりを進めるに当たっては、その憲法的意義を重く受け止めるべき。
- さらにもう一步進めれば、たとえ地域の住民であっても、土地の所有者として土地所有権を強く主張するあまり、周囲の人々の暮らしや地域環境とあまりに調和しない方法で地域の自然資源を利用すれば、たとえ再生可能エネルギーの利用普及に役立つとはいえ、周囲の人々に歓迎され、地域に役立つエネルギー利用の方法とはいえない。
- そこで、条例第3条において、市民に「地域環境権」を保障。この権利を、自然エネルギーが賦存する地域の住民が共同的に行使する場合に、市は支援する。
- このように、地域環境権は、政策的な誘導を図るための規定であり、排他的な財産権ではないので、地域環境権を根拠に他者の財産権の行使を差し止めたり、損害賠償の請求等を行うことはできない。

条例のポイント2 公民協働のルール化

(支援のための申出等)

第9条 前条に規定する支援を受けようとする場合は、次の各号に掲げる事業の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める者が市長に申し出なければならない。この場合において当該申出を行う者(以下「申出者」という。)は、実施しようとする再生可能エネルギー活用事業の内容を明らかにした書面によりこれを行わなければならない。

- (1) 地域団体自らが再生可能エネルギー事業を行う場合 地域団体
- (2) 地域団体と公共的団体等が協力して事業を行う場合 地域団体及びこれに協力する公共的団体等

2 市長は、前項の申出者に対し、次に掲げる事項を基準として指導、助言等を行う。

- (1) 再生可能エネルギー活用事業を行う者が備えるべき人的条件
- (2) 地域住民への公益的な利益還元その他再生可能エネルギー活用事業が備えるべき公共性
- (3) 実施しようとする再生可能エネルギー活用事業に充てられるべき自己資金の割合
- (4) 再生可能エネルギー活用事業を運営するに当たり、申出者が担うべき役割及び責任の内容
- (5) 前条第2号に規定する事業にあつては、協力する相手方である公共的団体等が備えるべき公共性
- (6) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認めた事項

◆条例の趣旨

- 地域住民が協働し、自ら積極的に「地域環境権」を行使する場合、市と協働し、「地域公共再生可能エネルギー活用事業」として実施する。
- エネルギー事業である以上は公共性を備える必要がある。そこで、地方自治法第157条の規定を活用して市との協働事業化し、相手方には、公共的な事業を行っていることを求めることとした。
- 市はそうした事業主体である「公共的団体」を協働の相手として選定し、各種の支援を行う。条例がいう「協働」とは、主に「支援」。
- 公共的事業性の判断に当たり、条例は「地域住民への公益的な利益還元」を求めている。これは、発電の結果得られる電気を地域住民が公共的に利用する事業の場合のほか、固定価格買取制度等による売電収益を公益的な目的（福祉、医療、公共交通など）のために再投資する場合も含む。
- こうした市長「選定」、「支援」の内容は、あらかじめ条例で定めておくことで市長の権限にすることができ、その範囲内で機動的な対応を可能とした。
- 市との協働の相手方は、認可地縁団体又はこれに準ずる住民団体を想定。これらは、団体の意思決定に市民が1人1票を投じられる。地域環境権の行使は社会性を帯びるため、権利行使に当たっては地域的合意を得て、他の住民による地域環境権や所有権の行使との整合を図る必要がある。

条例のポイント3 市の支援と再エネ事業の公共品質の確保

(市長による支援)

第10条 市長は、第9条第2項に掲げる基準に照らして適当と認められた事業を、協働による公共サービス（公共サービス基本法に規定するもの又はこれに準じるものをいう。）と決定し、当該決定した事業（以下「地域公共再生可能エネルギー活用事業」という。）を実施しようとするものに対し、次に掲げる支援を行う。

- (1) 継続性及び安定性のある実施計画の策定並びにその運営のために必要な助言
- (2) 金融機関及び投資家による投融資資金が事業に安定的に投融資されることを促し、初期費用を調達しやすい環境を整えるための信用力の付与に資する事項
- (3) 補助金の交付又は資金の貸付け
- (4) 市有財産を用いて事業を行おうとする場合においては、当該市有財産に係る利用権原の付与

2 (略)

3 市長は、事業が現に行われている期間においては、事業の実施者に対し、事業が継続性及び安定性をもって運営されるために必要な指導、助言等ができる。

(実施者の公募)

第11条 市長は、地域公共再生可能エネルギー活用事業の実施者を公募し、当該公募に応じたものについて前条の規定を適用することができる。(後略)

◆条例の趣旨

○ 市との協働事業には「公共サービス基本法」を適用し、事業に公共性と安定性を確保する。この事業の多くはF I T制度を活用するため、事業計画さえ整えば安定運営が可能。しかし、住民組織には計画策定が困難だったり、初期の事業資金や担保財産が不十分な例が多い。

○ そこで市に、専門家が構成する「再生可能エネルギー導入支援審査会」を設置。市民等から申出のあった事案に対し、公益性、安定運営性について助言・提案をし、これが反映された案件を公民協働事業化する。

○ 市長は選定までの経過を公表する。これにより事業に対して客観的・公共的な信用付与が可能となり、金融機関による融資や、市民によるファンド出資など、市中資金の調達の総合的な円滑化を図る。

○ また、事業開始以降の運営が悪ければ事業も止まってしまうので、市長・審査会のいずれも、事業期間中にも助言・監査が行えることとした。

○ 審査会は、事業費用として市民ファンドを充てることも助言・提案できる。当市では、おひさま進歩エネルギー(株)が十分な実績があり、自分でファンド組成できない事業者に代わってファンド組成も可能。また、不足分に対する地元金融機関の融資実績もある。これらを再エネ事業に役立てる。

○ 市行政が、市民による再エネ事業に対する市場資金調達の安定化を図ることは公益的事業である。様々な政策支援を通じて公益的市民活動の後押しをし、地域住民による主体的地域づくりと、地域での財貨循環に貢献する制度である。

審査会による審査

市民が申し出た事業に対し、次の指導・助言を行う。

- 1 事業を行う主体の人的条件（法人格など）
- 2 事業による収益を地域に対して公益的に利益還元しているか
- 3 事業に充てる自己資金の割合
- 4 事業主体の役割、責任がきちんと決められているか



審査会の指導・助言を備えた事案

市長による支援措置

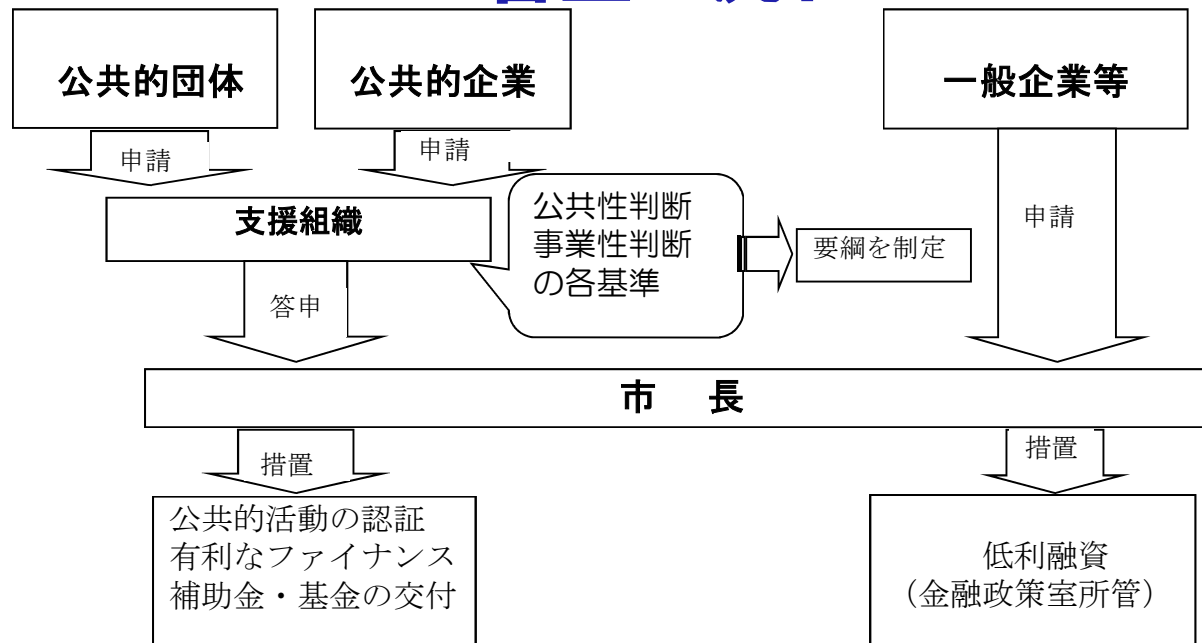
上記の条件を備えた事業を「協働による公共サービス」と決定し、次の支援をする

- 1 継続性、安定性のある実施計画の策定、事業運営に必要な助言
- 2 金融機関、投資家からの投融資資金を促すための信用力の付与
- 3 補助金の交付、市の基金から初期調査費用の無利子貸付け
- 4 市有財産を使って事業を行う場合における利用権原の付与

条例のポイント4-1 審査会の設置・運営

- 専門的知見に基づいて適切な支援を行うために、附属機関として設置
- ⇒ 名称は「飯田市再生可能エネルギー導入支援審査会」
 - ⇒ 市長の諮問に応じて、申出案件の内容を審査。基金貸付の適否も審査。
 - ⇒ 市長は、審査会の答申を尊重する義務がある。答申を受けた内容は公表。
 - ⇒ 委員15人。専門分野の必要に応じて20人を超えない範囲で増員可能

審査の流れ



条例のポイント4-2 支援組織における審査

条例：4月施行

地域環境権に基づく再エネ
活用を公共領域とする

157条に基づく、主体の
公共的団体化

支援組織と基金の
設置

飯田市再生可能エネルギー導入支援審査会

公益性・事業性 判定基準要綱

事業の公共性基準

事業の持続性基準

公共的団体の認定基準

事業の公共的行為の判断基準

社会的企業としての認定基準 等

形式要件

保険によるリスクヘッジ

契約によるリスクヘッジ

法人格によるリスクヘッジ 等

実質要件

自然的条件判断
(流量・日射量・地質安定性等)

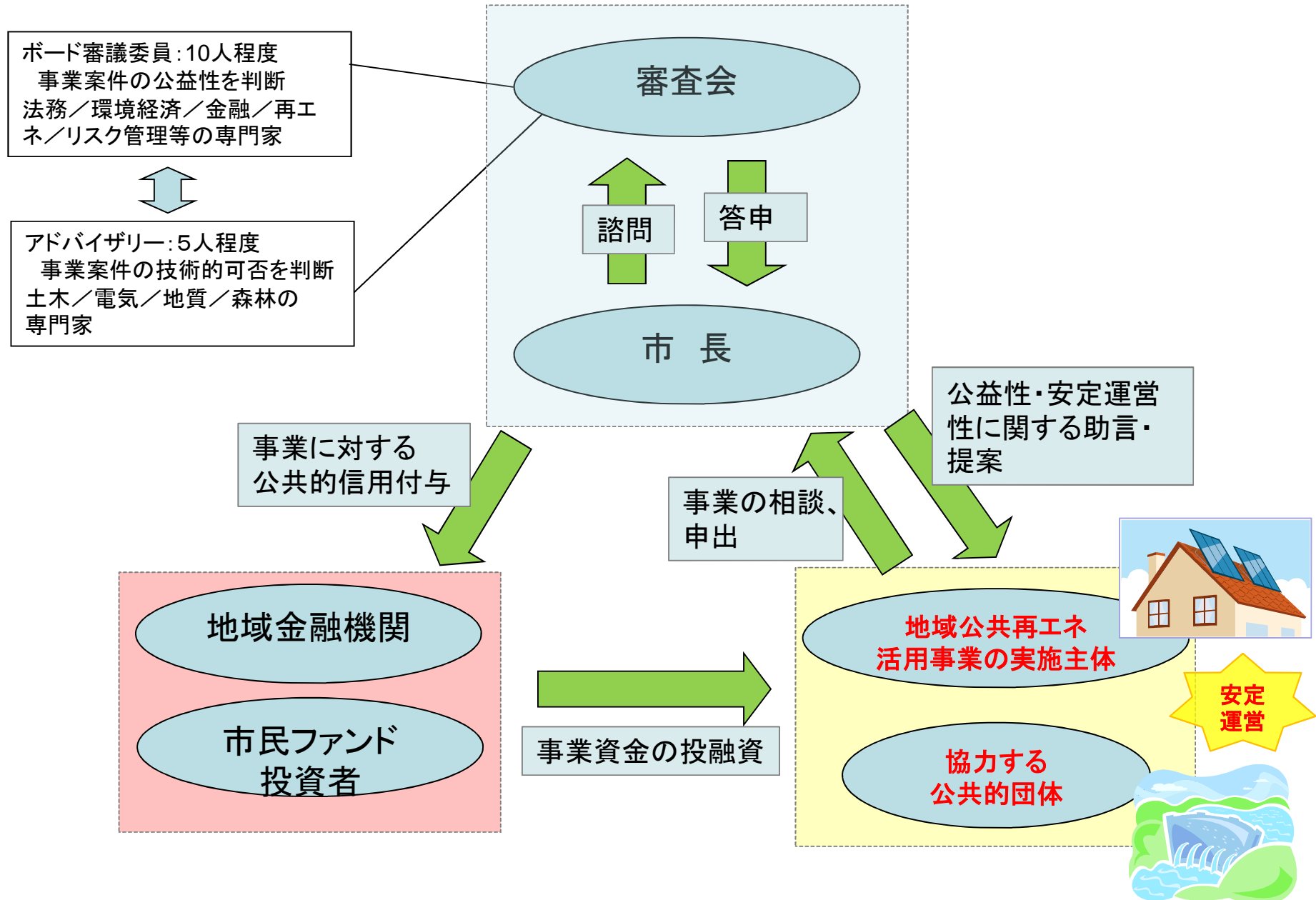
社会的条件判断
(土地の権利関係、水利権等) 等

ボード審査

個別専門
アドバイス

ワーキング審査

まとめ 地域公共再生可能エネルギー活用事業の概要



ご清聴
ありがとうございました。



飯田りんご並木の妖精
「ぽお」です。